

人等に移転することが見込まれている場合には、当該合併法人等を含む。）において引き続き行われることが見込まれていること。

第二条第十二号の十六ハ中「営む」を「行う」に改め、同号を同条第十二号の十七とし、同号の前に次の一号を加える。

十二の十六 株式交換等 株式交換及びイからハまでに掲げる行為により対象法人（それぞれイからハまでに規定する法人をいう。）がそれぞれイ若しくはロに規定する最大株主等である法人又はハの一の株主等である法人との間に完全支配関係を有することとなることをいう。

イ 全部取得条項付種類株式（ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（イにおいて「取得決議」という。）によつてその全部の取得をする旨の定めがある場合の当該種類の株式をいう。）に係る取得決議によりその取得の対価として当該法人の最大株主等（当該法人以外の当該法人の株主等のうちその有する当該法人の株式の数が最も多い者をいう。）以外の全ての株主等（当該法人及び当該最大株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）に一に満たない端数の株式以外の当該法人の株式が交付されないこととなる場合の当該取得

決議

ロ 株式の併合で、その併合をした法人の最大株主等（当該法人以外の当該法人の株主等のうちその有する当該法人の株式の数が最も多い者をいう。）以外の全ての株主等（当該法人及び当該最大株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）の有することとなる当該法人の株式の数が一に満たない端数となるもの

ハ 株式売渡請求（法人の一の株主等が当該法人の承認を得て当該法人の他の株主等（当該法人及び当該一の株主等との間に完全支配関係がある者を除く。）の全てに対して法令（外国の法令を含む。ハにおいて同じ。）の規定に基づいて行う当該法人の株式の全部を売り渡すことの請求をいう。）に係る当該承認により法令の規定に基づき当該法人の発行済株式等（当該一の株主等又は当該一の株主等との間に完全支配関係がある者が有するものを除く。）の全部が当該一の株主等に取り得られることとなる場合の当該承認

第二条第四十号中「確定申告又は連結確定申告に係る更正等」を「更正等」に、「（確定申告に係る更正等）」を「（更正等）」に改める。

第十条の三の見出しを削り、同条第一項中「特定普通法人等」に、「又は医療法人のうち、普通法人であるもの」を、「医療法人その他の普通法人又は協同組合等のうち、公益法人等に該当することとなり得るもので政令で定める法人」に改め、同項第二号中「第八十一条の三十一第三項」を「第八十一条の三十一第四項」に改め、同条第二項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改め、同条第四項第六号中「同条第九項」の下に「又は第十一項」を加え、「及び第十一項」を「(同条第十一項において準用する場合を含む。) 及び第十二項」に改め、同条第五項中「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第二十条第一項中「及び異動後の納税地の所轄税務署長」を削り、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び異動後の本店等所在地の所轄税務署長」を削る。

第二十三条第一項第一号中「もの及び」を「もの並びに」に改め、「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、同項第二号中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号」に改め、同条第二項中「当該譲渡した」を「その譲渡した」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に改める。

第二十三条の二第二項第二号中「(第四号)」を「(第五号)」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第二十四条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第六十一条の二第十三項第一号」を「第六十一条の二第十四項第一号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「よるもの」の下に「及び株式分配」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 株式分配（適格株式分配を除く。）

第二十六条第一項第三号中「(確定申告による所得税額等)」を「(所得税額等)」に改め、「連結確定申告による」及び「確定申告又は連結確定申告に係る」を削る。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第二十七条 内国法人が第八十条第五項（欠損金の繰戻しによる還付）に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下この条において「災害損失欠損金額」という。）について第

八十条の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する仮決算の中間申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第二十八条 削除

第三十四条第一項中「及び第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のものを」を「で業績連動給与に該当しないものの」に、「並びに第三項」を「及び第三項」に改め、同項第一号中「である給与（次号）を」である給与（次号イ）に、「定める給与（次号）を」定める給与（同号）に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その役員の職務につき所定の時期に、確定した額の金銭又は確定した数の株式（出資を含む。以下この項及び第五項において同じ。）若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式若しくは第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定す

る特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与で、定期同額給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないもの（当該株式若しくは当該特定譲渡制限付株式に係る第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式又は当該新株予約権若しくは当該特定新株予約権に係る第五十四条の二第二項に規定する承継新株予約権による給与を含むものとし、次に掲げる場合に該当する場合にはそれぞれ次に定める要件を満たすものに限る。）

イ その給与が定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給する給与で金銭によるものに限る。）以外の給与（株式又は新株予約権による給与で、将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものを除く。）である場合 政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしていること。

ロ 株式を交付する場合 当該株式が市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。次号において「適格株式」という。）であること。

ハ 新株予約権を交付する場合 当該新株予約権がその行使により市場価格のある株式が交付される

新株予約権（当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。次号において「適格新株予約権」という。）であること。

第三十四条第一項第三号中「同族会社に該当しない内国法人」を「内国法人（同族会社にあつては、同族会社以外の法人との間に当該法人による完全支配関係があるものに限り。）」に、「利益連動給与で」を「業績連動給与（金銭以外の資産が交付されるものにあつては、適格株式又は適格新株予約権が交付されるものに限り。）で、」に、「利益連動給与を」を「業績連動給与を」に改め、同号イ中「その支給額」を「交付される金銭の額若しくは株式若しくは新株予約権の数又は交付される新株予約権の数のうち無償で取得され、若しくは消滅する数」に、「当該事業年度」を「その給与に係る職務を執行する期間の開始の日（イにおいて「職務執行期間開始日」という。）以後に終了する事業年度」に、「限る。」を「限る。イにおいて同じ。」、職務執行期間開始日の属する事業年度開始の日以後の所定の期間若しくは職務執行期間開始日以後の所定の日における株式の市場価格の状況を示す指標（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法人の株式の市場価格又はその平均値その他の株式の市場価格に関する指標として政令で定めるものに限り。イにおいて同じ。）又は職務執行期間開始日以後に終了する事

業年度の売上高の状況を示す指標（売上高、売上高に有価証券報告書に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の売上高に関する指標として政令で定めるものうち、利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。）

を」に改め、同号イ(1)中「確定額を」を「金銭による給与にあつては確定した額を、株式又は新株予約権による給与にあつては確定した数を、それぞれ」に、「利益連動給与」を「業績連動給与」に改め、同号イ(2)中「その他これに準ずる適正な手続として政令で定める」を「その他の政令で定める適正な」に改め、同号イ(3)中「決定又は手続」を「政令で定める適正な手続」に改め、同条第六項中「前二項」を「第四項から前項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項第二号ロ及びハに規定する関係法人とは、同項の内国法人との間に支配関係がある法人として政令で定める法人をいう。

第三十四条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項に規定する業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その

他の同項の内国法人又は当該内国法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭又は株式若しくは新株予約権による給与及び第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は第五十四条の二第一項に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与で無償で取得され、又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するものをいう。

第三十八条第一項第二号中「修正申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に、「により納付すべき還付加算金相当額」又は「を」又は「に」、「更正により納付すべき還付加算金相当額」を「更正又は決定の手續」に改め、同項第三号中「確定申告期限の延長の場合の利子税」（第七十五条の二第六項若しくは第八項（確定申告期限の延長の特例の場合の利子税）を「確定申告書の提出期限の延長」（第七十五条の二第八項若しくは第十項（確定申告書の提出期限の延長の特例）に、「連結確定申告期限の延長の場合の利子税」を「連結確定申告書の提出期限の延長」に、「連結確定申告期限の延長の特例の場合の利子税」を「連結確定申告書の提出期限の延長の特例」に改め、同項第六号中「第七十五条の二第六項若しくは第八項」を「第七十五条の二第八項若しくは第十項」に改める。

第三十九条第一項中「を納付し」を「を納付し、」に、「額を含む。以下この条」を「額を含む。次項」に改め、同項第一号中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に、「以下この条」を「次項」に改め、同項第二号中「無限責任社員」を「合名会社等の社員」に、「納付し」を「納付し、」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号（配当等の額とみなす金額）」に改め、「（配当等の額とみなす金額）」を削り、「を納付し」を「を納付し、」に改め、同項第二号中「又は」を「、又は」に改める。

第四十条及び第四十一条中「確定申告による」及び「確定申告又は連結確定申告に係る」を削る。

第四十三条第十一項及び第四十八条第十一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第五十二条第十二項及び第五十三条第九項中「の場合のこの法律の適用」を削り、「特定普通法人」を「特定普通法人等」に改める。

第五十四条第一項中「その対価として当該内国法人又は当該内国法人との間に当該内国法人の発行済株式若しくは出資（当該内国法人が有する自己の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）を除

く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の」を削り、「株式と」を「株式（出資を含む。）と」に、「内国法人を合併法人とする合併により当該合併に係る被合併法人」を「合併又は分割型分割に際し当該合併又は分割型分割に係る被合併法人又は分割法人」に、「交付される当該内国法人」を「交付される当該合併又は分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人」に、「を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた」を「（次項及び第三項において「給与等課税額」という。）が生ずることが確定した」に改め、同条第二項中「給与等課税事由」を「給与等課税額」に改め、同条第三項中「譲渡についての制限が解除された」を「給与等課税額が生ずること又は生じないことが確定した」に改める。

第五十四条の二第一項中「個人」を「個人」に、「その対価として新株予約権（当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権を当該新株予約権と引換えにする払込みに代えて相殺すべきものに限る。）を発行した」を「譲渡制限付新株予約権（譲渡についての制限その他の条件が付されている新株予約権として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて次に掲げる要件に該当するもの（以下この条において「特定新株予約権」という。）が交付された」に改め、「当該合併等に係る合併

法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人（次項において「合併法人等」という。）である内国法人が」を削り、「新株予約権を」を「特定新株予約権を」に、「自己の新株予約権（次項及び第三項）を」を「交付される当該合併等に係る合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法人又は株式移転完全親法人の譲渡制限付新株予約権（第三項及び第四項）に、「を交付した」を「が交付された」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該譲渡制限付新株予約権と引換えにする払込みに代えて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権をもつて相殺されること。

二 前号に掲げるもののほか、当該譲渡制限付新株予約権が実質的に当該役務の提供の対価と認められるものであること。

第五十四条の二第二項中「同項の新株予約権を発行した内国法人（承継新株予約権を交付した合併法人等である内国法人を含む。以下第四項までにおいて「発行法人」という。）を「当該役務の提供を受ける内国法人」に、「発行法人の」を「内国法人の」に改め、同条第三項中「第一項の新株予約権」を「特定新株予約権」に、「発行法人」を「これらの新株予約権を発行した法人」に改め、同条第四項中「発行

法人は、第一項の新株予約権を「第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定新株予約権」に、「発行の」を「交付の」に、「発行数」を「交付数」に、「当該新株予約権」を「当該特定新株予約権又は承継新株予約権」に改める。

第五十七条第三項及び第四項中「営む」を「行う」に改め、同条第六項中「取消し」を「取消し等」に改める。

第五十七条の二第一項中「が当該支配日」を「が当該特定支配事業年度開始の日」に、「うち当該支配日」を「うち同日」に改め、同条第二項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第六十条の三の見出しを削り、同条第一項中「同項に規定する特定支配日」及び「当該特定支配日」の下に「の属する事業年度又は連結事業年度開始の日」を加える。

第六十一条の二第二項中「」により当該株式を「以下この項及び第六項において「金銭等不交付合併」という。）により当該株式」に、「合併又は」を「金銭等不交付合併又は」に改め、同条第四項中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に改め、「もの」の下に「当該株式が分割法

人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該分割法人の各株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限り。」を加え、同条第六項中「適格合併に」を「適格合併（金銭等不交付合併に限る。）に」に改め、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第十八項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十七項中「第二十四条第一項第三号」を「第二十四条第一項第四号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「及び第四項」を「第四項」に改め、「金銭等不交付分割型分割」の下に「及び第八項に規定する金銭等不交付株式分配」を加え、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号に掲げる分割型分割、同項第三号に掲げる株式分配、同項第四号」に改め、「（第四項）の下に「第八項」を加え、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「適格株式交換により第二条第十二号の十六」を「適格株式交換等（金銭等不交付株式交換に限る。）により第二条第十二号の十七」に、「当該適格株式交換」を「当該適格株式交換等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「」により当該株式」を「以下この項及び次項において「金銭等不交付株式交換」という。）により当該株式」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「資産が交付されな

つたもの」を「資産が交付されなかつた株式交換」に、「の当該株式交換」を「の当該金銭等不交付株式交換」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 内国法人が所有株式（当該内国法人が有する株式をいう。以下この項において同じ。）を発行した法人の行つた株式分配により第二条第十二号の十五の二に規定する完全子法人（以下この項において「完全子法人」という。）の株式その他の資産の交付を受けた場合には、当該所有株式のうち当該完全子法人の株式に対応する部分の譲渡を行つたものとみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、その株式分配（完全子法人の株式以外の資産が交付されなかつたもの（当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占める当該現物分配法人の各株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものに限る。以下この項において「金銭等不交付株式分配」という。）を除く。）により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる金額は、その所有株式の当該株式分配の直前の帳簿価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「完全子法人株式対応帳簿価額」という。）とし、その株式分配（金銭等不交付株式分配に限る。）により完全子法人の株式の交付

を受けたときにおける第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる金額は、いずれもその所有株式の当該株式分配の直前の完全子法人株式対応帳簿価額とする。

第六十一条の四第一項中「第六十一条の二第十九項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）」を「第六十一条の二第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第六十一条の六第一項中「期末換算差額の益金又は損金算入」を「期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等」に改め、同条第四項第二号中「第六十一条の二第十九項（有価証券の空売りをした場合の譲渡利益額又は譲渡損失額の計算）」を「第六十一条の二第二十項（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）」に、「同条第二十項」を「同条第二十一項」に改める。

第六十一条の十一第一項中「効力」を「申請」に、「金額をいう。次条第一項」を「金額をいう。同項」に改め、同項第四号中「株式交換完全親法人」を「株式交換等完全親法人」に、「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改め、同項第五号中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改める。

第六十一条の十二第一項中「みなし承認」を「承認の申請」に改め、同項第二号中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改め、同項第三号中「適格株式交換」を「適格株式交換等」に、「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に改める。

第六十二条第一項、第六十二条の二第二項及び第六十二条の三第一項中「及び負債の移転」を「又は負債の移転」に改める。

第六十二条の五第三項中「が適格現物分配」の下に「又は適格株式分配」を、「被現物分配法人」の下に「その他の株主等」を、「の当該適格現物分配」の下に「又は適格株式分配」を加える。

第六十二条の六第一項中「分割承継法人の株式その他の資産」を「第二条第十二号の九イ（定義）に規定する分割対価資産（次項において「分割対価資産」という。）」に改め、「する分割」の下に「（二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものを除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二以上の法人を分割法人とする分割で法人を設立するものが行われた場合において、分割法人のうちに、次の各号のうち二以上の号に掲げる法人があるとき、又は第三号に掲げる法人があるときは、当該

各号に掲げる法人を分割法人とする当該各号に定める分割がそれぞれ行われたものとみなす。

- 一 当該分割により交付を受けた分割対価資産の全部をその株主等に交付した法人 分割型分割
- 二 当該分割により交付を受けた分割対価資産をその株主等に交付しなかつた法人 分社型分割
- 三 当該分割により交付を受けた分割対価資産の一部のみをその株主等に交付した法人 分割型分割及び分社型分割の双方

第六十二条の七第一項中「営む」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「支配関係発生日」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「「支配関係発生日」の下に「の属する事業年度開始の日」を加え、同条第四項中「の損金不算入」を削る。

第六十二条の八第四項中「月数」の下に「（当該事業年度が当該資産調整勘定の金額に係る非適格合併等の日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）」を加え、同条第七項中「月数」の下に「（当該事業年度が当該差額負債調整勘定の金額に係る非適格合併等の日の属する事業年度である場合には、同日から当該事業年度終了の日までの期間の月数）」を加える。

第六十二条の九第一項中「株式交換完全子法人」を「株式交換等完全子法人」に、「とする株式交換」

を「とする株式交換等」に、「（適格株式交換）」を「（適格株式交換等）」に、「当該株式交換又は」を「株式交換又は」に改める。

第六十七条第三項中「次に掲げる金額の合計額（」を「所得等の金額（第一号から第六号までに掲げる金額の合計額から第七号に掲げる金額を減算した金額をいう。」に、「「所得等の金額」という」を「同じ」に改め、同項第四号中「の益金不算入」を削り、同項に次の一号を加える。

七 第二十七条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定により当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額

第六十八条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の事業年度において第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書の提出により第七十八条第一項（所得税額等の還付）又は第百三十三条第一項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合（当該事業年度が第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定に

より第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された内国法人のその取り消された日の前日の属する事業年度である場合において、当該事業年度開始の日の属する第八十一条の二十第一項（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に規定する期間につき同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書の提出により第八十一条の二十九第一項（所得税額等の還付）又は第百三十三条第一項の規定による還付金（以下この項において「連結還付金」という。）があるときを含む。）の第一項の所得税の額には、これらの還付金の額（連結還付金にあつては、当該連結還付金の額のうち当該内国法人に帰せられる金額として政令で定める金額に限る。）を含まないものとする。

第六十九条第十五項中「書類の」を「書類（以下この項において「明細書」という。）の」に、「同項」を「第一項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該」に改め、同条第十六項中「は、当該各事業年度又は各連結事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に」を「の計算の基礎となる」に、「として記載された金額又は」を「その他の財務省令で定める金額又は」に、「として記載された金額を基礎として計算した」を「その他の財務省令で定める金額